

令和7年3月末退職予定の組合員の皆さんへ

共済貯金の解約手続きをお願いします

共済貯金に加入できるのは、組合員のみです。

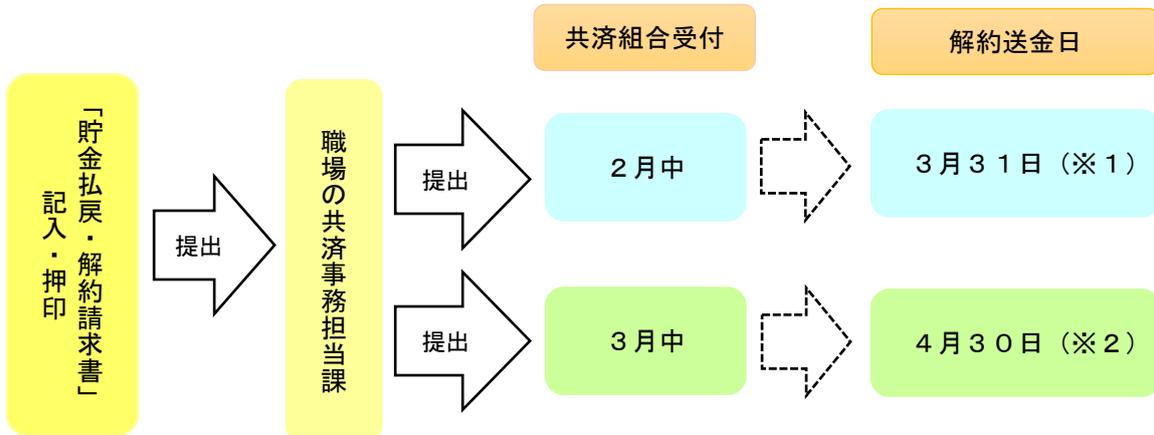
退職により組合員の資格を喪失したとき、任意継続組員となったときは、解約の手続きをお願いします。

なお、定年前再任用等で組合員の資格が継続する場合は、引き続き共済貯金を利用できますので、解約手続きの必要はありません。

解約手続き

「**貯金払戻・解約請求書**」を職場の共済事務担当課へ提出してください。

共済組合が毎月末日までに受け付けたものを翌月末日に、共済組合へお届けの給付金等振込指定口座へ送金します。



(※1) 解約月となる3月は、積立、払戻しはできません。

(※2) 資格喪失日から解約日までの期間は利息計算の対象外となりますのでご注意ください。

3月に解約送金を希望する場合は2月中に解約手続きをお願いします